高等校学習指導要領（平成30年告示）解説

障害のある生徒などへの指導

障障害のある生徒などについては，学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導 内容や指導方法の工夫を計画的，組織的に行うこと

障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し， 児童生徒の自立と社会参加を一層推進していくためには，通常の学級，通級による指導， 小・中学校における特別支援学級，特別支援学校において，児童生徒の十分な学びを確保し，一人一人の児童生徒の障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させていく必要がある。 高等学校の通常の学級においても，発達障害を含む障害のある生徒が在籍している可能性があることを前提に，全ての教科等において，一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう，障害種別の指導の工夫のみならず，各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図，手立てを明確にすることが重要である

高等学校　国語

障害のある生徒などの指導に当たっては，個々の生徒によって，見えにくさ，聞こえにくさ，道具の操作の困難さ，移動上の制約，健康面や安全面での制約，発音のしにくさ，心理的な不安定，人間関係形成の困難さ，読み書きや計算等の困難さ，注意の集中を持続することが苦手であることなど，学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し，個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを，各教科等において示している。

その際，国語科の目標や内容の趣旨，学習活動のねらいを踏まえ，学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに，生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

例えば，国語科における配慮として，次のようなものが考えられる。

・自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが困難な場合には，生徒が身近に感じられる文章（例えば，同年代の主人公の物語など）を取り上げ，文章に表れている心情やその変化等が分かるよう，行動の描写や会話文に含まれている気持ちがよく伝わってくる語句等に気付かせたり，心情の移り変わりが分かる文章の中のキーワードを示したり，心情の変化を図や矢印などで視覚的に分かるように示してから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。

・比較的長い文章を書くなど，一定量の文字を書くことが困難な場合には，文字を書く負担を軽減するため，手書きだけではなくＩＣＴ機器を使って文章を書くことができるようにするなどの配慮をする。

・声を出して発表することに困難がある場合や人前で話すことへの不安を抱いている場合には，紙やホワイトボードに書いたものを提示したりＩＣＴ機器を活用したりして発表するなど，多様な表現方法が選択できるように工夫し，自分の考えを表すことに対する自信がもてるような配慮をする。

なお，学校においては，こうした点を踏まえ，個別の指導計画を作成し，必要な配慮を記載し，他教科等の担任と共有したり，翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

高等学校　地理歴史

障害のある生徒などの指導に当たっては，個々の生徒によって，見えにくさ，聞こえにくさ，道具の操作の困難さ，移動上の制約，健康面や安全面での制約，発音のしにくさ，心理的な不安定，人間関係形成の困難さ，読み書きや計算等の困難さ，注意の集中を持続することが苦手であることなど，学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し，個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを，各教科等において示している。

その際，地理歴史科の目標や内容の趣旨，学習活動のねらいを踏まえ，学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに，生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

例えば，地理歴史科における配慮として，次のようなものが考えられる。

地図等の資料から必要な情報を見付け出したり，読み取ったりすることが困難な場合には，読み取りやすくするために，地図等の情報を拡大したり，見る範囲を限定したりして，掲載されている情報を精選し，視点を明確にするなどの配慮をする。

また，社会的事象等に興味・関心がもてない場合には，その社会的事象等の意味を理解しやすくするため，社会の動きと身近な生活がつながっていることを実感できるよう，特別活動などとの関連付けなどを通して，実際的な体験を取り入れ，学習の順序を分かりやすく説明し，安心して学習できるようにするなどの配慮をする。

さらに，学習過程における動機付けの場面において学習上の課題を見いだすことが難しい場合には，社会的事象等を読み取りやすくするために，写真などの資料や発問を工夫すること，また，方向付けの場面において，予想を立てることが困難な場合には，見通しがもてるようヒントになる事実をカード等に整理して示し，学習順序を考えられるようにすること，そして，情報収集や考察，まとめの場面において，どの観点で考えるのか難しい場合には，ヒントが記入されているワークシートを作成することなどの配慮をする。

なお，学校においては，こうした点を踏まえ，個別の指導計画を作成し，必要な配慮を記載し，他教科等の担任と共有したり，翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

高等学校　公民

障害のある生徒などの指導に当たっては，個々の生徒によって，見えにくさ，聞こえにくさ，道具の操作の困難さ，移動上の制約，健康面や安全面での制約，発音のしにくさ，心理的な不安定，人間関係形成の困難さ，読み書きや計算等の困難さ，注意の集中を持続することが苦手であることなど，学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し，個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを，各教科等において示している。

その際，公民科の目標や内容の趣旨，学習活動のねらいを踏まえ，学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに，生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

例えば，公民科における配慮として，次のようなものが考えられる。

地図等の資料から必要な情報を見付け出したり，読み取ったりすることが困難な場合には，読み取りやすくするために，地図等の情報を拡大したり，見る範囲を限定したりして， 掲載されている情報を精選し，視点を明確にするなどの配慮をする。

また，社会的事象等に興味・関心がもてない場合には，その社会的事象等の意味を理解しやすくするため，社会の動きと身近な生活がつながっていることを実感できるよう，特別活動などとの関連付けなどを通して，実際的な体験を取り入れ，学習の順序を分かりやすく説明し，安心して学習できるようにするなどの配慮をする。

さらに，学習過程における動機付けの場面において学習上の課題を見いだすことが難しい場合には，社会的事象等を読み取りやすくするために，写真などの資料や発問を工夫すること，また，方向付けの場面において，予想を立てることが困難な場合には，見通しがもてるようヒントになる事実をカード等に整理して示し，学習順序を考えられるようにすること，そして，情報収集や考察，まとめの場面において，どの観点で考えるのか難しい場合には，ヒントが記入されているワークシートを作成することなどの配慮をする。

なお，学校においては，こうした点を踏まえ，個別の指導計画を作成し，必要な配慮を記載し，他教科等の担任と共有したり，翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

高等学校　数学編 理数編

障害のある生徒などの指導に当たっては，個々の生徒によって，見えにくさ，聞こえにくさ，道具の操作の困難さ，移動上の制約，健康面や安全面での制約，発音のしにくさ，心理的な不安定，人間関係形成の困難さ，読み書きや計算等の困難さ，注意の集中を持続することが苦手であることなど，学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し，個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを，各教科等において示している。

その際，高等学校数学科の目標や内容の趣旨，学習活動のねらいを踏まえ，学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに，生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

例えば，高等学校数学科における配慮として，次のようなものが考えられる。

・文章を読み取り，数量の関係を文字式を用いて表すことが難しい場合，生徒が数量の関係をイメージできるように，生徒の経験に基づいた場面や興味のある題材を取り上げ，解決に必要な情報に注目できるよう印を付けさせたり，場面を図式化したりすることなどの工夫を行う。

・空間図形のもつ性質を理解することが難しい場合，空間における直線や平面の位置関 係をイメージできるように，立体模型で特徴のある部分を触らせるなどしながら，言葉でその特徴を説明したり，見取図や投影図と見比べて位置関係を把握したりするなどの工夫を行う。

なお，学校においては，こうした点を踏まえ，個別の指導計画を作成し，必要な配慮を記載し，他教科等の担任と共有したり，翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

高等学校　理科編 理数編

障害のある生徒などの指導に当たっては，個々の生徒によって，見えにくさ，聞こえにくさ，道具の操作の困難さ，移動上の制約，健康面や安全面での制約，発音のしにくさ，心理的な不安定，人間関係形成の困難さ，読み書きや計算等の困難さ，注意の集中を持続することが苦手であることなど，学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し，個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを，各教科等において示している。

その際，理科の目標や内容の趣旨，学習活動のねらいを踏まえ，学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに，生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

例えば，理科における配慮として，次のようなものが考えられる。

・実験を行う活動において，実験の手順や方法を理解することが困難である場合は，見通しがもてるよう実験の操作手順を具体的に明示したり，扱いやすい実験器具を用いたりするなどの配慮をする。

・燃焼実験のように危険を伴う学習活動においては，教師が確実に様子を把握できる場所で活動させるなどの配慮をする。

なお，学校においては，こうした点を踏まえ，個別の指導計画を作成し，必要な配慮を記載し，他教科等の担任と共有したり，翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

高等学校　保健体育・体育編

障害のある生徒などの指導に当たっては，個々の生徒によって，見えにくさ，聞こえにくさ，道具の操作の困難さ，移動上の制約，健康面や安全面での制約，発音のしにくさ，心理的な不安定，人間関係形成の困難さ，読み書きや計算等の困難さ，注意の集中を持続することが苦手であることなど，学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し，個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを，各教科等において示している。

その際，保健体育科の目標や内容の趣旨，学習活動のねらいを踏まえ，学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに，生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

特に，保健体育科においては，実技を伴うことから，全ての生徒に対する健康・安全の確保に細心の配慮が必要である。そのため，生徒の障害に起因する困難さに応じて，複数教員による指導や個別指導を行うなどの配慮をすることが大切である。 また，個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法については，学校や地域の実態に応じて適切に設定することが大切である。なお，指導に当たっては，生徒の障害の種類と程度を家庭，専門医等と連絡を密にしながら的確に把握し，生徒の健康・安全の確保に十分留意するとともに，個別の課題設定をして生活上の困難を克服するために学習に配慮したり，教材，練習やゲーム及び試合や発表の仕方等を検討し，障害の有無にかかわらず，参加可能な学習の機会を設けたりするなどの生徒の実態に応じたきめ細やかな指導に配慮することが大切である。

また，「保健」においても，新たにストレスへの対処や心肺蘇 そ 生法などの技能の内容が示されたことから，それらの実技指導については運動に関する領域の指導と同様の配慮をすることが大切である。

指導に際しては，学校や地域の実態に応じて，次のような配慮の例が考えられる。

・見えにくさのため活動に制限がある場合には，不安を軽減したり安全に実施したりすることができるよう，活動場所や動きを事前に確認したり，仲間同士で声を掛け合う方法を事前に決めたり，音が出る用具を使用したりするなどの配慮をする。

・身体の動きに制約があり，活動に制限がある場合には，生徒の実情に応じて仲間と積極的に活動できるよう，用具やルールの変更を行ったり，それらの変更について仲間と話し合う活動を行ったり，必要に応じて補助用具の活用を図ったりするなどの配慮をする。

・リズムやタイミングに合わせて動くことや複雑な動きをすること，ボールや用具の操作等が難しい場合には，動きを理解したり，自ら積極的に動いたりすることができるよう，動きを視覚的又は言語情報に変更したり簡素化したりして提示する，動かす体の部位を意識させる，操作が易しい用具の使用や用具の大きさを工夫したりするなどの配慮をする。

・試合や記録測定，発表などの状況の変化への対応が求められる学習活動への参加が難しい場合には，生徒の実情に応じて状況の変化に対応できるようにするために，挑戦することを認め合う雰囲気づくりに配慮したり，ルールの弾力化や場 面設定の簡略化を図ったりするなどの配慮をする。

・日常生活とは異なる環境での活動が難しい場合には，不安を解消できるよう，学習の順序や具体的な内容を段階的に説明するなどの配慮をする。

・対人関係への不安が強く，他者の体に直接触れることが難しい場合には，仲間とともに活動することができるよう，ロープやタオルなどの補助用具を用いるなどの配慮をする。

・自分の力をコントロールすることが難しい場合には，状況に応じて力のコントロールができるよう，力の出し方を視覚化したり，力の入れ方を数値化したりするなどの配慮をする。

・勝ち負けや記録にこだわり過ぎて，感情をコントロールすることが難しい場合には，状況に応じて感情がコントロールできるよう，事前に活動の見通しを立てたり，勝ったときや負けたとき等の感情の表し方について確認したりするなどの配慮をする。

・グループでの準備や役割分担が難しい場合には，準備の必要性やチームで果たす役割の意味について理解することができるよう，準備や役割分担の視覚的な明示や生徒の実情に応じて取り組むことができる役割から段階的に取り組ませるなどの配慮をする。

・保健の学習で，実習などの学習活動に参加することが難しい場合には，実習の手順や方法が理解できるよう，それらを視覚的に示したり，一つ一つの技能を個別に指導したりするなどの配慮をする。

なお，学校においては，こうした点を踏まえ，個別の指導計画を作成し，必要な配慮を記載し，他教科等の担任と共有したり，翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

高等学校　芸術（音楽，美術，工芸，書道）編 音楽編 美術編

障害のある生徒などの指導に当たっては，個々の生徒によって，見えにくさ，聞こえにくさ，道具の操作の困難さ，移動上の制約，健康面や安全面での制約，発音のしにくさ，心理的な不安定，人間関係形成の困難さ，読み書きや計算等の困難さ，注意の集中を持続することが苦手であることなど，学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し，個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを，各教科等において示している。

その際，芸術科の目標や内容の趣旨，学習活動のねらいを踏まえ，学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに，生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

例えば，芸術科における配慮として，次のようなものが考えられる。

・音楽において，音楽を形づくっている要素（音色，リズム，速度，旋律，テクスチュ ア，強弱，形式，構成など）を知覚することが難しい場合は，要素に着目しやすくできるよう，音楽に合わせて一緒に拍を打ったり体を動かしたりするなどして，要素の表れ方を視覚化，動作化するなどの配慮をする。なお，動作化する際は，決められた 動きのパターンを習得するような活動にならないよう留意する。

・美術において，形や色彩，材料などの変化を見分けたり，微妙な変化を感じ取ったりすることが難しい場合などでは，生徒の実態やこれまでの経験に応じて，造形の要素の特徴や働きが分かりやすいものを例示することや，主題に応じて一人一人が自分に合ったものが選べるように，多様な材料や用具を用意したり種類や数を絞ったりするなどの配慮をする。

・工芸において，形や色彩，素材などの変化を見分けたり，微妙な変化を感じ取ったりすることが難しい場合などでは，生徒の実態やこれまでの経験に応じて，造形の要素 の特徴や働きが分かりやすいものを用意して実際に触れてみたり使ってみたりすることや，目的や条件，機能などに応じて一人一人が自分に合ったものが選べるように，いくつかの材料や用具を用意したり種類や数を絞ったりするなどの配慮をする。

・書道において，自らの意図にふさわしい用具・用材の選択や扱い方を理解することや，書を構成する複数の要素を結び付けて考えたり，再現する手順を考えたりすることが難しい場合は，用具・用材を体験的に使用する機会を設けたり，書を構成する要素をグループ分けや優先順位を付けて示すなどして，主体的に思考・判断しながら学習を進められるよう配慮をする。

なお，学校においては，こうした点を踏まえ，個別の指導計画を作成し，必要な配慮を記載し，他教科等の担任と共有したり，翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

高等学校　外国語編・英語編

障害のある生徒などの指導に当たっては，個々の生徒によって，見えにくさ，聞こえにくさ，道具の操作の困難さ，移動上の制約，健康面や安全面での制約，発音のしにくさ，心理的な不安定，人間関係形成の困難さ，読み書きや計算等の困難さ，注意の集中を持続することが苦手であることなど，学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し，個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを，各教科等において示している。

その際，外国語科の目標や内容の趣旨，学習活動のねらいを踏まえ，学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに，生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

例えば，外国語科における配慮として，次のようなものが考えられる。

英語の語彙には，発音と綴りの関係に必ずしも規則性があるとは限らないものが多く，明確な規則にこだわって強い不安や抵抗感を抱いてしまう生徒の場合，語を書いたり発音したりすることをねらいとする活動では，その場で発音することを求めず，ねらいに沿って安心して取り組めるようにしたり，似た規則の語を選んで扱うことで，安心して発音できるようにしたりするなどの配慮をする必要がある

なお，学校においては，こうした点を踏まえ，個別の指導計画を作成し，必要な配慮を記載し，他教科等の担任と共有したり，翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

高等学校　各学科に共通する教科「家庭」

障害のある生徒などの指導に当たっては，個々の生徒によって，見えにくさ，聞こえにくさ，道具の操作の困難さ，移動上の制約，健康面や安全面での制約，発音のしにくさ，心理的な不安定，人間関係形成の困難さ，読み書きや計算等の困難さ，注意の集中を持続することが苦手であることなど，学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し，個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを，各教科等において示している。

その際，家庭科の目標や内容の趣旨，学習活動のねらいを踏まえ，学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに，生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

例えば，家庭科における配慮として，次のようなものが考えられる。

作業に見通しをもつことが難しい場合は，例えば，調理や被服製作などの完成までの過程を，順番がわかるように写真やイラスト，実物や標本などを用いて，具体的に示すなどの工夫が考えられる。作業を行う際には，指示を一つずつ出すなどわかりやすい指示を心がけるとともに，適切な時間を設定するなど注意に集中できるよう工夫することが大切である。

作業を安全かつ円滑に進めるために，実習室等の学習環境の整備については，例えば，調理器具や食器などの収納場所をイラストや写真等で示したり，可燃物と不燃物のゴミ箱を色分けしたりするなど視覚的な工夫をすることも考えられる。また，集団場面での口頭による指示や理解が難しい場合は，例えば，包丁，アイロン，ミシンなどの使用に際して，事故を防止する方法を理解できるよう，全体での指導を行った後，個別に指導したりするなどの工夫をすることも考えられる。

なお，学校においては，こうした点を踏まえ，個別の指導計画を作成し，必要な配慮を記載し，他教科等の担任と共有したり，翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

高等学校　各学科に共通する教科「情報」

障害のある生徒などの指導に当たっては，個々の生徒によって，見えにくさ，聞こえにくさ，道具の操作の困難さ，移動上の制約，健康面や安全面での制約，発音のしにくさ，心理的な不安定，人間関係形成の困難さ，読み書きや計算等の困難さ，注意の集中を持続することが苦手であることなど，学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し，個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを，各教科等において示している。

その際，共通教科情報科の目標や内容の趣旨，学習活動のねらいを踏まえ，学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに，生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

例えば，共通教科情報課科における配慮として，次のようなものが考えられる。

・コンピュータ等の画面が見えにくい場合には，情報を的確に取得できるよう，文字等を 拡大したり，フォントを変更したり，文字と背景の色を調整したりするなどの配慮をする

・コンピュータ等の発する音が聞きとりにくい場合には，情報を的確に取得できるよう，音の代わりに光や振動，画面上の表示で伝えたり，スピーカーを適切な位置に設置したり，また，音量の調整やヘッドホンの使用などの配慮をする。

・キーボードによる文字入力やマウス操作等の動作に困難がある場合には，コンピュータ等の操作が可能となるよう，レバー操作型のコントローラーなどの入力手段を使えるようにするなどの配慮をする。

・コンピュータ等の画面上の文字を目で追って読むことに困難がある場合には，どこを読んでいるのかが分かるよう，読んでいる箇所をハイライト表示や反転表示するなどの配慮をする。

・コンピュータ等を扱いながら，指示を聞くことに困難がある場合には，同時に二つの作業が重なることがないよう，まずは手を止めるよう指示をしてから次の話をするなどの配慮をする

・集中して学習を継続することが難しい場合には，見通しをもって学習に取り組めるよう，学習活動の手順を視覚化して明示したり，スモールステップで学習を展開できるようにしたりするなどの配慮をする。

・自ら問題解決の計画を立てたり設計したりすることが難しい場合には，生徒が学習に取り組みやすくなるよう，あらかじめ用意した計画や設計から生徒が選択したり，それらの一部を改良する課題に取り組めるようにするなど，段階的な指導を行うなどの配慮をする。

なお，学校においては，こうした点を踏まえ，個別の指導計画を作成し，必要な配慮を記載し，他教科等の担任と共有したり，翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

高等学校　各学科に共通する教科 「理数」

障害のある生徒などの指導に当たっては，個々の生徒によって，見えにくさ，聞こえにくさ，道具の操作の困難さ，移動上の制約，健康面や安全面での制約，発音のしにくさ，心理的な不安定，人間関係形成の困難さ，読み書きや計算等の困難さ，注意の集中を持続することが苦手であることなど，学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し，個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを，各教科等において示している。

その際，理数科の目標や内容の趣旨，学習活動のねらいを踏まえ，学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに，生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

例えば，理数科における配慮として，次のようなものが考えられる。

・文章を読み取り，数量の関係を文字式を用いて表すことが難しい場合，生徒が数量の関係をイメージできるように，生徒の経験に基づいた場面や興味のある題材を取り上げ，解決に必要な情報に注目できるよう印を付けさせたり，場面を図式化したりすることなどの工夫を行う。

・空間図形のもつ性質を理解することが難しい場合，空間における直線や平面の位置関係をイメージできるように，立体模型で特徴のある部分を触らせるなどしながら，言葉でその特徴を説明したり，見取図や投影図と見比べて位置関係を把握したりするなどの工夫を行う。

・実験を行う活動において，実験の手順や方法を理解することが困難である場合は，見通しがもてるよう実験の操作手順を具体的に明示したり，扱いやすい実験器具を用いたりするなどの配慮をする。

・燃焼実験のように危険を伴う学習活動においては，教師が確実に様子を把握できる場所で活動させるなどの配慮をする。

なお，学校においては，こうした点を踏まえ，個別の指導計画を作成し，必要な配慮を記載し，他教科等の担任と共有したり，翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

高等学校　農業編

障害のある生徒などの指導に当たっては，個々の生徒によって，見えにくさ，聞こえにくさ，道具の操作の困難さ，移動上の制約，健康面や安全面での制約，発音のしにくさ，心理的な不安定，人間関係形成の困難さ，読み書きや計算等の困難さ，注意の集中を持続することが苦手であることなど，学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し，個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを，各教科等において示している。

その際，農業科の目標や内容の趣旨，学習活動のねらいを踏まえ，学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに，生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

例えば，農業科における配慮として，次のようなものが考えられる。

実験・実習の全体像を把握できないなど学習活動への参加が困難な場合，学習の見通しをもてるように資料等で示すとともに，手順や方法の理解を促すよう実物を明示 したり，実際の作業を例示したりするなど，全体の流れの中で，この作業にはどのような役割があり，どのようにつながっているかなど具体的に示すよう配慮すること。

また，機器の操作，薬品の使用などに伴う安全面の留意事項について，集団の場面での口頭による指示の理解が困難な場合，事故を防止する方法を理解しやすいよう，全体での指導を行った上で，個別に指導をしたり，実際の動作で示したりするなどの配慮を行う。

なお，学校においては，こうした点を踏まえ，個別の指導計画を作成し，必要な配慮を記載し，他教科等の担任と共有したり，翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

高等学校　工業編

障害のある生徒などの指導に当たっては，個々の生徒によって，見えにくさ，聞こえにくさ，道具の操作の困難さ，移動上の制約，健康面や安全面での制約，発音のしにくさ，心理的な不安定，人間関係形成の困難さ，読み書きや計算等の困難さ，注意の集中を持続することが苦手であることなど，学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し，個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを，各教科等において示している。

その際，工業科の目標や内容の趣旨，学習活動のねらいを踏まえ，学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに，生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

例えば，工業科における配慮として，次のようなものが考えられる。

工業に関する各学科における実験・実習の指導においては，実験・実習の安全確保を図るため，工業に属する科目の特質や学習過程の段階等に応じた困難さの状態に対する配慮の意図と手立てを示す必要がある。

例えば，実験・実習の全体像を俯瞰できないなど学習活動への参加が困難な場合，学習 の見通しをもてるようにするため，それらの手順や方法の視覚的な明示や，全体の流れの中で何を学習しているのかを示すなどの配慮を行うことが考えられる。

また，機械や装置類の操作，毒物及び劇物などの各種薬品や薬剤，可燃物の使用に際しては，安全面などの留意点について，集団場面での口頭による指示の理解が困難な場合，事故を防止する方法を理解しやすいようにするため，全体での指導を行った上で，個別に指導を行うこと，実際に動作で示すことなど，配慮することが考えられる。

なお，学校においては，こうした点を踏まえ，個別の指導計画を作成し，必要な配慮を記載し，他教科等の担任と共有したり，翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

高等学校　商業編

障害のある生徒などの指導に当たっては，個々の生徒によって，見えにくさ，聞こえにくさ，道具の操作の困難さ，移動上の制約，健康面や安全面での制約，発音のしにくさ，心理的な不安定，人間関係形成の困難さ，読み書きや計算等の困難さ，注意の集中を持続することが苦手であることなど，学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し，個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを，各教科等において示している。

その際，商業科の目標や内容の趣旨，学習活動のねらいを踏まえ，学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに，生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

例えば，商業科における配慮として，次のようなものが考えられる。

実習において，その手順や方法を理解することが困難である場合は，見通しがもてるよう，手順や方法を具体的に明示するなどの配慮をする。グループで活動することが難しい場合には，他の生徒と協力する具体的な内容を明確にして役割分担するとともに，役割を果たすことができたかを振り返ることができるようにするなどの配慮をする。

なお，学校においては，こうした点を踏まえ，個別の指導計画を作成し，必要な配慮を記載し，他教科等の担任と共有したり，翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

高等学校　水産編

障害のある生徒などの指導に当たっては，個々の生徒によって，見えにくさ，聞こえにくさ，道具の操作の困難さ，移動上の制約，健康面や安全面での制約，発音のしにくさ，心理的な不安定，人間関係形成の困難さ，読み書きや計算等の困難さ，注意の集中を持続することが苦手であることなど，学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し，個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを，各教科等において示している。

その際，水産科の目標や内容の趣旨，学習活動のねらいを踏まえ，学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに，生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

例えば，水産科における配慮として，次のようなものが考えられる。

実験・実習の全体像を俯瞰できないなど学習活動への参加が困難な場合，学習の見通しを持てるようにするため，それらの手順や方法を視覚的に明示したり，全体の流れの中で今どこを学習しているのかを示したりするなどの配慮を行う。なお，海洋や河川，湖沼などで実施する実習は天候や海況等の変化に伴う影響が考えられることから，見やすさ，聞き取りやすさなどへの十分な配慮が必要である。 また,機器の操作，薬品や可燃物の使用などに伴う安全面の留意点について，集団場面での口頭による指示の理解が困難な場合，事故を防止する方法を理解しやすいようにするため，全体での指導を行った上で個別に指導を行ったり，実際に動作で示したりするなどの配慮を行う。

なお，学校においては，こうした点を踏まえ，個別の指導計画を作成し，必要な配慮を記載し，他教科等の担任と共有したり，翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

高等学校　主として専門学科において解説される教科「家庭」

障害のある生徒などの指導に当たっては，個々の生徒によって，見えにくさ，聞こえにくさ，道具の操作の困難さ，移動上の制約，健康面や安全面での制約，発音のしにくさ，心理的な不安定，人間関係形成の困難さ，読み書きや計算等の困難さ，注意の集中を持続することが苦手であることなど，学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し，個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを，各教科等において示している。

その際，専門教科としての家庭科の目標や内容の趣旨，学習活動のねらいを踏まえ，学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに，生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

例えば，専門教科としての家庭科における配慮として，次のようなものが考えられる。

調理や被服製作などの実験・実習の全体像を俯瞰することが困難な場合には，学習の見通しをもてるよう，活動をはじめる前に，その内容や手順を説明して，安心して取り組めるようにする。そして，手順や方法を写真やイラスト，実物や標本など視覚的に示すとともに，指示を一つずつ出すなどわかりやすい指示を心がけることが大切である。

集団場面での口頭による指示や理解が難しい場合は，例えば，包丁，アイロン，ミシン， 薬品などの使用に際して，事故を防止する方法を理解できるよう，全体での指導を行った 後，個別に声かけをして指導することなども考えられる。集団の中で学習することが困難な場合は，安心して授業に取り組めるよう，無理のない形で段階的にグループ学習から，徐々に時間を増やしていくことなどが考えられる。

なお，学校においては，こうした点を踏まえ，個別の指導計画を作成し，必要な配慮を記載し，他教科等の担任と共有したり，翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

高等学校　看護科

障害のある生徒などの指導に当たっては，個々の生徒によって，見えにくさ，聞こえにくさ，道具の操作の困難さ，移動上の制約，健康面や安全面での制約，発音のしにくさ，心理的な不安定，人間関係形成の困難さ，読み書きや計算等の困難さ，注意の集中を持続することが苦手であることなど，学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し，個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを，各教科等において示している。

その際，看護科としての家庭科の目標や内容の趣旨，学習活動のねらいを踏まえ，学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに，生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

例えば，看護科における配慮として，次のようなものが考えらえる。

実習や演習を行う活動において，状況設定や実施方法を理解することが困難である場合は，見通しがもてるよう，実習や演習の手順等を具体的に明示したり，扱いやすい器具を用いたりするなどの配慮をする。また，温湯を用いる清拭や注射の準備などの危険を伴う学習活動においては，教師が確実に様子を把握できるよう配慮する。

なお，学校においては，こうした点を踏まえ，個別の指導計画を作成し，必要な配慮を記載し，他教科等の担任と共有したり，翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

高等学校　主として専門学科において開設される教科「情報」

障害のある生徒などの指導に当たっては，個々の生徒によって，見えにくさ，聞こえにくさ，道具の操作の困難さ，移動上の制約，健康面や安全面での制約，発音のしにくさ，心理的な不安定，人間関係形成の困難さ，読み書きや計算等の困難さ，注意の集中を持続することが苦手であることなど，学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し，個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを，各教科等において示している。

その際，専門教科情報科の目標や内容の趣旨，学習活動のねらいを踏まえ，学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに，生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

例えば，専門教科情報科における配慮として，次のようなものが考えられる。

・コンピュータ等の画面が見えにくい場合には，情報を的確に取得できるよう，生徒の見え方に応じて，フォントを適切に選択したり，拡大したり，文字と背景の色を調整したりするなどの配慮をする。

・コンピュータ等の発する音が聞きとりにくい場合には，情報を的確に取得できるよう，音の代わりに光や振動，画面上の表示で伝えたり，スピーカーを適切な位置に設置したり，音量の調整やヘッドホンの使用などの配慮をする。

・キーボードによる文字入力やマウス操作等の動作に困難がある場合には，コンピュータ等の操作が可能となるよう，レバー操作型のコントローラなどの入力手段を使えるようにするなどの配慮をする。

・生徒が車椅子等を使用する場合には，車椅子の移動に支障をきたさないよう，机と机の間の距離，配線など床の突起物等についても配慮をする。

・コンピュータ等の画面上の文字を目で追って読むことに困難がある場合には，どこを読んでいるのかが分かるよう，読んでいる箇所をハイライト表示や反転表示するなどの配慮をする。

・コンピュータ等を扱いながら，指示を聞くことに困難がある場合には，同時に二つの作業が重なることがないよう，まずは手を止めるよう指示をしてから次の話をするなどの配慮をする。

・集中して学習を継続することが難しい場合には，見通しをもって学習に取り組めるよう，学習活動の手順を視覚化して明示したり，スモールステップで学習を展開できるようにしたりするなどの配慮をする。

・自ら問題解決の計画を立てたり設計したりすることが難しい場合には，生徒が学習 に取り組みやすくなるよう，あらかじめ用意した計画や設計から生徒が選択したり，それらの一部を改良する課題に取り組めるようにしたりするなど，段階的な指導を行うなどの配慮をする。

なお，学校においては，こうした点を踏まえ，個別の指導計画を作成し，必要な配慮を記載し，他教科等の担任と共有したり，翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

高等学校　福祉編

障害のある生徒などの指導に当たっては，個々の生徒によって，見えにくさ，聞こえにくさ，道具の操作の困難さ，移動上の制約，健康面や安全面での制約，発音のしにくさ，心理的な不安定，人間関係形成の困難さ，読み書きや計算等の困難さ，注意の集中を持続することが苦手であることなど，学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し，個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを，各教科等において示している。

その際，福祉科としての目標や内容の趣旨，学習活動のねらいを踏まえ，学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに，生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

例えば，福祉科における配慮として，次のようなものが考えられる。

学習に集中したり、持続したりすることが困難な場合には、学習への意欲を喚起するように学習環境を整理・整頓することや学習のルールや手順を視覚的に明示するなど教材・ 教具を活用すること，こまめに努力を認める声かけをすること，スモールステップによる学習，ペアやグループでの学び合い等学習方法を工夫することなどが考えられる。その際，具体的に簡単な言い方で伝えること，おだやかに話しかけること，否定的な言葉を避けること，苦手なことよりも得意なことを認め，集団の中で当該生徒が生かされていると実感し，自信がもてるような工夫をするなどの配慮を行う。また，同時に複数の事項に注意を向けることが困難な場合には，優先順位が分かるように事項を減らしたり，活動の区切りを設けたり，指示事項や留意すべき点を示したカードを用いたりすることなどが考えられる。実験・実習の全体像を俯瞰できないなど学習活動への参加が困難な場合には，学習の見通しをもてるようにするため，前もってそれらの手順や方法を視覚的に明示したり，全体の流れの中で今どこを学習しているかを示したりすることなどの配慮を行う。

なお，学校においては，こうした点を踏まえ，個別の指導計画を作成し，必要な配慮を記載し，他教科等の担任と共有したり，翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

高等学校　総合的な探究の時間

障害のある生徒などの指導に当たっては，個々の生徒によって，見えにくさ，聞こえにくさ，道具の操作の困難さ，移動上の制約，健康面や安全面での制約，発音のしにくさ，心理的な不安定，人間関係形成の困難さ，読み書きや計算等の困難さ，注意の集中を持続することが苦手であることなど，学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し，個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを，各教科等において示している。

その際，総合的な探求の時間としての目標や内容の趣旨，学習活動のねらいを踏まえ，学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに，生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

総合的な探究の時間については，生徒の知的な側面，情意的な側面，身体的な側面などに関する生徒の実際の姿や経験といった，生徒の実態等に応じて創意工夫を生かした教育活動を行うことが必要であることをこれまでも示してきた。探究するための資質・能力を育成するためには，一人一人の学習の特性や困難さに配慮した学習活動が重要であり，例えば，総合的な探究の時間における配慮として，次のようなものが考えられる。

・様々な事象を調べたり，得られた情報をまとめたりすることに困難がある場合は，必要な事象や情報を選択して整理できるように，着目する点や調べる内容，まとめる手順や調べ方について具体的に提示するなどの配慮をする。

・関心のある事柄を広げることが難しい場合は，関心のもてる範囲を広げることができるように，現在の関心事を核にして，それと関連する具体的な内容を示していくことなどの配慮をする。

・様々な情報の中から，必要な事柄を選択して比べることが難しい場合は，具体的なイメージをもって比較することができるように，比べる視点の焦点を明確にしたり，より具体化して提示したりするなどの配慮をする。

・学習の振り返りが難しい場合は，学習してきた場面を想起しやすいように，学習し

てきた内容を文章やイラスト，写真等で視覚的に示すなどして，思い出すための手掛

かりが得られるように配慮する。

・人前で話すことへの不安から，自分の考えなどを発表することが難しい場合は，安心して発表できるように，発表する内容について紙面に整理し，その紙面を見ながら発表できるようにすること，ICT 機器を活用したりするなど，生徒の表現を支援するための手立てを工夫できるように配慮する。

このほか，総合的な探究の時間においては，各教科・科目等の特質に応じて育まれる「見方・考え方」を総合的・統合的に働かせるような学習を行うため，特別支援教育の視点から必要な配慮等については，各教科・科目等における配慮を踏まえて対応することが求められる。こうした配慮を行うに当たっては，困難さを補うという視点だけでなく，むしろ得意なことを生かすという視点から行うことにより，自己肯定感の醸成にもつながるものと考えられる。

なお，学校においては，こうした点を踏まえ，個別の指導計画を作成し，必要な配慮を記載し，他教科等の担任と共有したり，翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

高等学校　特別活動

障害のある生徒などの指導に当たっては，個々の生徒によって，見えにくさ，聞こえにくさ，道具の操作の困難さ，移動上の制約，健康面や安全面での制約，発音のしにくさ，心理的な不安定，人間関係形成の困難さ，読み書きや計算等の困難さ，注意の集中を持続することが苦手であることなど，学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し，個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを，各教科等において示している。

その際，特別活動の目標や内容の趣旨，学習活動のねらいを踏まえ，学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに，生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

具体的には，特別活動における配慮として，次のようなものが考えられる。

○ 相手の気持ちを察したり理解することが苦手な生徒には，他者の心情等を理解しやすいように，役割を交代して相手の気持ちを考えたり，相手の意図を理解しやすい場面に置き換えることや，イラスト等を活用して視覚的に表したりする指導を取り入れるなどの配慮をする。

○ 話を最後まで聞いて答えることが苦手な場合には，発言するタイミングが理解できるように，事前に発言や質問する際のタイミングなどについて具体的に伝えるなど，コミュニケーションの図り方についての指導をする。

○ 学校行事における避難訓練等の参加に対し，強い不安を抱いたり戸惑ったりする場合には，見通しがもてるよう，各活動・学校行事のねらいや活動の内容，役割(得意なこと)の分担などについて，視覚化したり，理解しやすい方法を用いたりして事前指導を行うとともに，周囲の生徒に協力を依頼しておく。

なお，学校においては，こうした点を踏まえ，個別の指導計画を作成し，必要な配慮を記載し，他教科等の担任と共有したり，翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。